

温対法の報告に関する留意事項について

平成 26 年 6 月 17 日

J-クレジット・J-VERを発行した事業者（国内クレジットは含まない）が、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の対象者である場合^(※1)、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

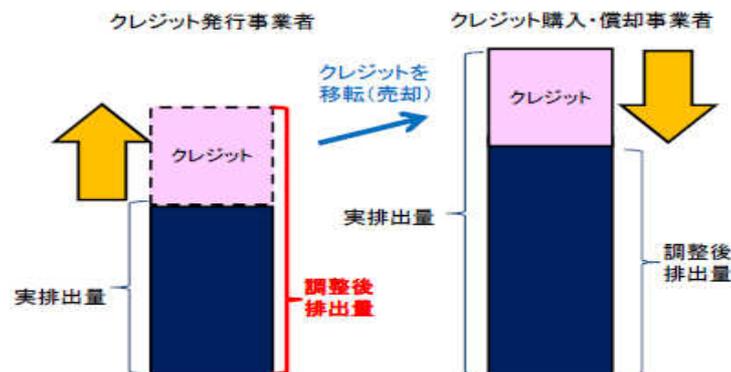
- 事業者自身の排出削減活動によって発行されたクレジット^(※2)を移転（売却）する場合、移転分を事業者自身の調整後温室効果ガス排出量として加算する必要があります。
- 調整後温室効果ガス排出量への加算は、クレジットの移転（売却）が行われた年度に行います^(※3)。

(※1) 温室効果ガス算定・報告・公表制度は、年度単位で多量に温室効果ガスを排出する事業者が対象になりますので、年度によって対象が変わる可能性があります。

(※2) 他者が創出したクレジットを移転する場合については、移転の際に排出量に計上する必要はありません。

(※3) 温室効果ガス算定・報告・公表制度の対象者であっても、平成 26 年 3 月 31 日以前に移転（売却）したクレジットは対象になりません。なお、事業者以外の管理口座にクレジットを発行する場合、事業者は発行した年度に調整後温室効果ガス排出量に加算します。

(参考) 具体的な記載の方法については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」をご参照ください。
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual> ※近日中に平成 26 年度の様式が公開される予定です。



◎お問い合わせ先

ご不明点等ございましたら、以下の窓口にお問い合わせください。

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

J-クレジット制度事務局

担当：大田、田原

電話番号：03-5281-7588

メールアドレス：project@jcre.jp